平成２３年（フ）第４１７号
神奈川県座間市栗原中央５丁目１番２―202号　ハイム座間中谷
債務者　南　　由晃
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４１８号
相模原市南区大野台４丁目２番４号　パルコート大野台108号
債務者　大金　昌彦（旧姓石松）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４２１号
相模原市中央区相模原４丁目７番22号―206号
債務者　田村　　尊
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４２２号
相模原市中央区横山２丁目８番13号　ピア相模原101
債務者　遠藤淳一郎
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４２４号
相模原市中央区高根２丁目14番７号　リカーズ高根106
債務者　昆　　幹雄
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４３５号
相模原市中央区千代田６丁目４番16号
債務者　梶原　　進
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４３６号
相模原市中央区千代田６丁目４番16号
債務者　梶原登久子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２４号
新潟県佐渡市東大通11番地２
債務者　佐々木利治
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第１２４７号
京都市山科区厨子奥若林町39番地の11
債務者　髙野　久美
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７５号
京都市下京区西七条南西野町48番地　瀬本マンション202
債務者　山本　清一
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２５号
京都府亀岡市宮前町宮川下走り折10番地１
債務者　木村　昌直
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
京都府亀岡市大井町並河２丁目６－３、住民票上の住所京都市伏見区三栖向町765番地
債務者　池田悟こと　池　　悟
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
京都府与謝郡与謝野町字石川1270番地１
債務者　大林　貴典
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第４３号
京都府宮津市字波路2367番地の１
債務者　井上　正人
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第１０１７号
大阪府羽曳野市西浦６丁目459番地の８
債務者　山中由加里
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１４２号
大阪府藤井寺市惣社１丁目６番３号
債務者　野村　美加（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６３９号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中１丁目30番６号、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡北３丁目３番35―16号
債務者　杉本　　悟
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係